

22. 人にやさしいまちづくり

①新潟県福祉のまちづくり条例

○目的

高齢者、障害者等の自立と社会参加を促進し、安全かつ快適に地域で生活できるような生活環境の整備を図るために、多数の者が利用する建築物、官公庁舎、道路、公園など公共的施設においては、基準に適合した整備を行うこと、また、一定の条件を満たす施設（特定公共的施設）については新設等にあたって事前協議を求めることを規定し、福祉のまちづくりの推進を図ることを目的としています。

○整備対象施設

| 公共的施設 | | |
|--------------------------------|---|---|
| 1 学校等 | 11 公衆浴場 | 21 共同住宅、寄宿舎又は下宿 |
| 2 病院、診療所又は薬局 | 12 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等 | 22 工場 |
| 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | 13 銀行、郵便局等 | 23 1～19及び20（官公署、ガス等営業所）が複合して構成される建築物の共用部分 |
| 4 集会場又は公会堂 | 14 理容所又は美容所 | 24 地下街 |
| 5 展示場 | 15 クリーニング店、貸衣装屋、旅行代理店その他の公衆に直接サービスを提供する店舗 | 25 道路 |
| 6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗 | 16 学習塾、華道教室、囲碁教室等 | 26 遊園地、動物園又は植物園 |
| 7 ホテル又は旅館 | 17 自動車関連施設 | 27 駐車場 |
| 8 社会福祉施設 | 18 公衆便所 | 28 旅客施設 |
| 9 体育館、水泳場、ボウリング場その他スポーツ施設又は遊技場 | 19 公共用歩廊 | |
| 10 博物館、美術館又は図書館 | 20 事務所等 | |

○主な整備項目

- ・ 出入口
- ・ 廊下等
- ・ 階段
- ・ エレベーター
- ・ 便所
- ・ 駐車場
- ・ 敷地内通路
- ・ 視覚障害者利用経路
- ・ その他

○適合証の交付

整備基準に適合する施設には申請により、適合証が交付されます。
詳しくは県障害福祉課、各市町村の担当課にお問い合わせください。

②バリアフリーまちづくり事業

○目的

すべての人が住み慣れた地域の中で共に生活するというノーマライゼーション理念のもと、障害者や高齢者等が安全で快適に生活できるような生活環境の改善が求められています。「バリアフリーまちづくり事業」は、病院や学校等・公共的施設の周辺などにおける歩道や信号機等の整備を市町村と連携して推進しています。

○事業内容

- ・ 県管理道路の歩道整備：歩道幅員の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロック敷設等
- ・ 交通安全施設の整備：押ボタン式信号機（音声案内付き）、信号機用付加装置設置等
- ・ エレベーター等整備：鉄道駅のエレベーター等設置の補助

○事業主体 県（福祉保健部・土木部・県警察本部・交通政策局）